

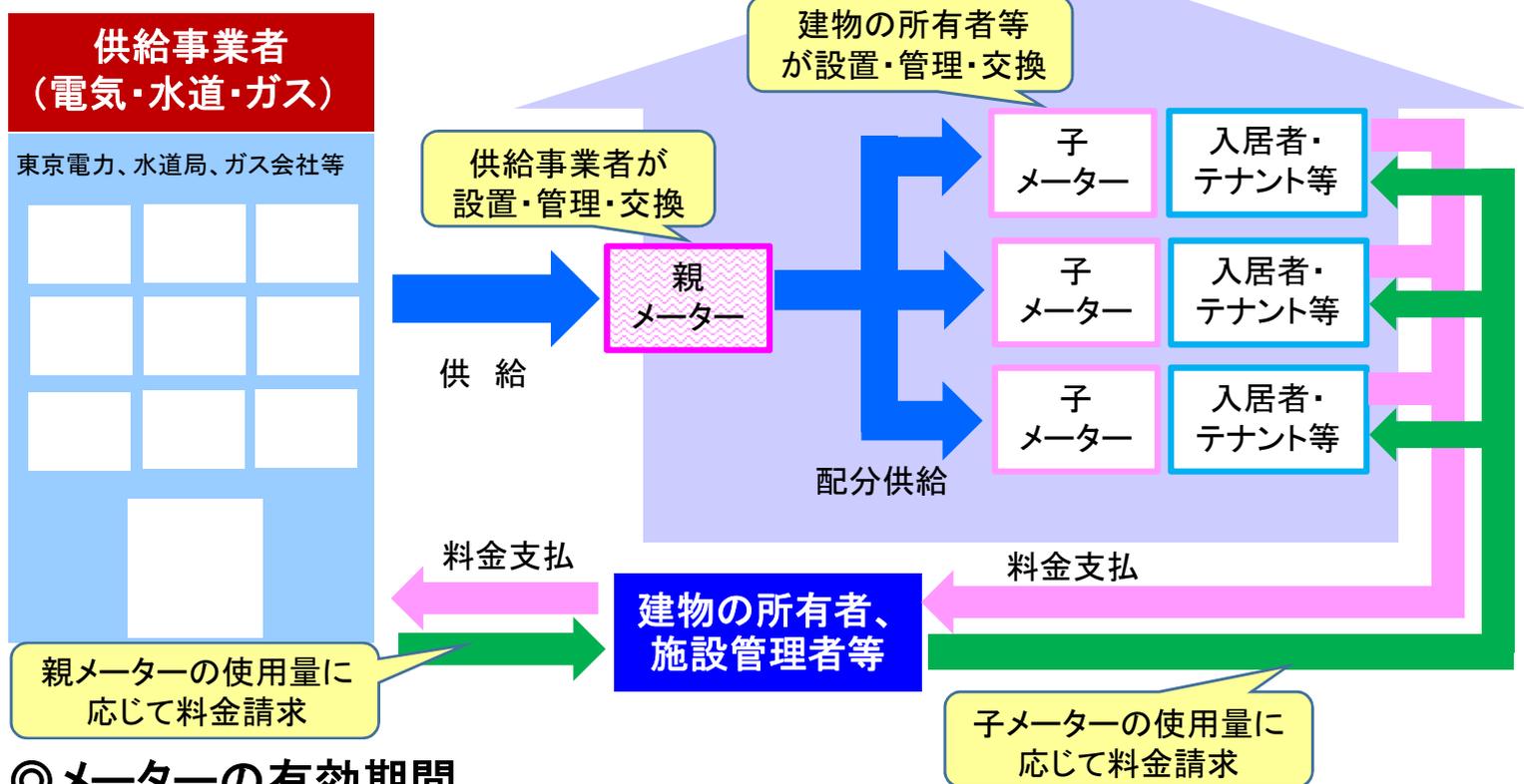
電気、水道、ガス等の子メーターをご使用の皆様へ ～お使いの子メーターの有効期間を確認しましょう！～



有効期間内の
メーターを使
用して正しい
計量をしよう
ね！

○子メーターとは、貸しビル、マンション等で家主、施設管理者、ビルオーナー等が一括して支払った電気料金や水道料金、ガス料金等を入居者やテナントに使用料に応じて配分・精算するために設置されたメーターです。
○計量法では「検定を受けたもの・有効期間内のもの」でなければ取引又は証明における計量に使用してはならないことになっています。(計量法第16条)
○有効期間を過ぎた子メーターを取引や証明に使用した場合は、罰則規定がありますので法を遵守されますようお願いいたします。(計量法第172条:「6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」)

◎メーターと使用者の関係



◎メーターの有効期間

計量器の種類	有効期間
電力量計(電気メーター)	10年(種類により5年又は7年)
水道メーター	8年
ガスメーター(都市・プロパン)	10年(種類により7年)

◎有効期間を確認する際は、安全に十分気を付けてください。
◎メーターの見方が分からない場合は、計量検定所にお問い合わせください。

※計量法の検定とは、構造及び器差が法令で定める基準に適合しているかどうかを検査するもので、検定に合格した計量器には検定証印が付され、そこで初めて商取引や証明に使えるようになります。ここでいう有効期間は検定に合格してからの有効期間になります。
※施設の内部管理用や使用量に応じた料金等の請求を行っていない場合(定額など)は対象外です。メーターを設置(交換)する際には検定の有無と有効期間に注意してください。
※自動販売機の電気メーター、地域冷暖房や給湯用の温水メーター(有効期間8年)、積算熱量計(口径40mm以下・有効期間8年)も対象です。
※有効期間を過ぎたメーターは、検定証印又は基準適合証印が付されたメーターに交換することになります。最寄りの電気工事店や水道工事店、ガスメーカー若しくはメーターの製造事業者にご相談ください。
※立入検査は、行政機関(県計量検定所、特定市の計量検査所)によって行われます。民間その他の機関が立入検査を行うことはありません。